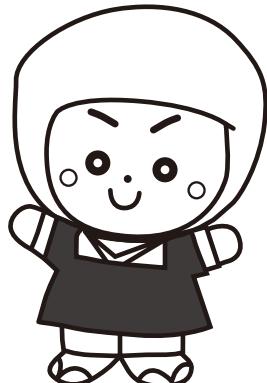


和歌山県
岩出市

市町村コード
302091

令和5年度

市民税特別徴収関係書類



岩出市イメージキャラクター
そふへいちゃん

岩出市役所

総務部 税務課 市民税係(特別徴収担当)

〒649-6292

和歌山県岩出市西野209番地

TEL 0736-**62-2141**(代)

FAX 0736-**63-0075**

<https://www.city.iwade.lg.jp/>



特別徴収義務者様

岩出市長

中 芝 正 幸



平素は、本市税務行政に格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度市民税県民税特別徴収税額を別紙税額のとおり決定いたしましたので、次の事項を参照のうえ、なお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、本書における特別徴収に関する記載事項は、給与所得等に係るものであります。

◎お届けした書類

1. 令和5年度市民税県民税特別徴収関係書類（本書）
2. 令和5年度給与所得等に係る市民税県民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）
3. 令和5年度給与所得等に係る市民税県民税特別徴収税額通知書（納税義務者用）
4. 納入書綴（必要な特別徴収義務者のみ）

目 次

◎市県民税の課税について ······	1
1. 課税される人	
2. 課税されない人	
3. 特別徴収と普通徴収	
◎特別徴収について ······	1
1. 特別徴収する範囲	
2. 特別徴収義務者の指定	
3. 特別徴収税額の通知	
4. 特別徴収税額の変更	
◎特別徴収税額の納入について ······	2
1. 特別徴収税額の納税義務者からの徴収	
2. 特別徴収税額の納入	
3. 納期の特例について	
◎納税義務者の異動（退職・転勤・就職）の届出 ······	3
1. 給与所得者異動届出書の提出	
2. 退職	
3. 転勤	
4. 一括徴収	
5. 就職	
◎退職所得の分離課税に係る市県民税の特別徴収について ···	4
1. 納税義務者	
2. 退職所得に係る市県民税の計算方法	
3. 退職所得に係る市県民税の納入について	
4. 退職所得の明細書の提出について	
◎税額通知書等に記載された事項について不服があるとき ···	5
◎個人住民税の特別徴収義務者（事業者）の皆さまへ ······	5
◎市民税・県民税の算出方法 ······	6
◎所得控除一覧表 ······	7
◎令和5年度からの主な変更点について ······	8
◎法人番号・個人番号の記載について ······	8
◎外国人の方が退職し出国される場合について ······	9
◎地方税共通納税システムによる電子納入 ······	9
◎給与支払報告書の提出について ······	9
◎特別徴収納入書訂正（金額変更）について ······	10
◎納入場所 ······	11
◎給与所得者異動届出書の記載のしかた ······	12
◎記載注意 ······	13~14
◎特別徴収切替届出（依頼）書の記載のしかた ······	15
◎各種届出用紙 ······	16 以降
・給与所得者異動届出書	
・特別徴収切替届出（依頼）書	
・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	
・退職所得の明細書	
・給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書	

◎市県民税の課税について

1. 課税される人（納稅義務者）

(その年の1月1日現在で)	均等割	所得割	紀の国 森づくり税 (県民税)
岩出市に住所がある人	○	○	○
岩出市に住所はないが、 事務所や家屋敷などがある人	○	×	○

※均等割：一定以上の所得のある人に広く均等に負担（定額）

※所得割：課税所得金額に応じた税額を負担

2. 課税されない人

均等割・所得割・ 紀の国森づくり 税のいずれも課 税されない人	①生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 ②障害者、未成年者（※）、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人 ※民法の成人年齢が20歳から18歳に引き下げられたことに伴い、令和5年度課税から、賦課期日（その年の1月1日）現在で18歳未満の人が未成年者となります。
均等割・紀の国 森づくり税のど ちらも課税され ない人	前年中の合計所得金額が、次による額以下の人 ・扶養親族等のない人⇒38万円 ・扶養親族等のある人⇒ $28\text{万円} \times (\text{扶養親族等の数} + 1) + 26\text{万8千円}$ ◇特別控除前の合計所得金額で判定します。
所得割が課税さ れない人	前年中の総所得金額等の合計が、次による額以下の人 ・扶養親族等のない人⇒45万円 ・扶養親族等のある人⇒ $35\text{万円} \times (\text{扶養親族等の数} + 1) + 42\text{万円}$

表中の扶養親族等とは、同一生計配偶者及び扶養親族（16歳未満の扶養親族も含みます。）をいいます。



3. 特別徴収と普通徴収

（1）特別徴収

特別徴収とは、給与支払者（源泉徴収義務者）が、給与の支払いを受ける人（納稅義務者）から毎月、市県民税を徴収し取りまとめて納入する制度で、その給与支払者を特別徴収義務者といいます。

なお、源泉徴収義務者は地方税法第321条4及び岩出市税条例第45条の規定により特別徴収をしなくてはなりません。

（2）普通徴収

普通徴収とは、岩出市から直接納稅義務者に納稅通知書及び納付書を送付し、納稅義務者が自分で納付する制度です。

特別徴収により徴収する税額は、原則として給与所得と給与所得以外の所得に対する所得割額及び均等割額の合計額ですが、給与所得以外の所得がある人については、申告等により給与所得以外の所得に対する所得割額を普通徴収にする方法があります。

◎特別徴収について

1. 特別徴収する範囲

令和4年中に給与所得があり、かつ令和5年4月1日現在において給与の支払いを受けている人に対しては、特別徴収の方法により、市県民税を令和5年6月から令和6年5月まで（計12回）毎月給与の支払いをする際に徴収することになっています。

2. 特別徴収義務者の指定

特別徴収の方法により徴収されることとなる給与所得者に対し、令和5年4月1日現在給与の支払いをしている所得税法第183条第1項の源泉徴収義務者を地方税法第321条の4及び岩出市税条例第45条の規定によって、市県民税の特別徴収義務者として指定します。

3. 特別徴収税額の通知

特別徴収の方法により徴収することとなった場合は、令和5年6月1日までに特別徴収義務者に「特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」と「特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）」をお送りしますが、内容は次のとおりです。

(1) 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）

特別徴収義務者を指定するとともに各納税義務者から徴収し、納入していただく市県民税の合計額と、各納税義務者ごとの特別徴収税額の通知です。

(2) 特別徴収税額の決定通知書（納税義務者用）

この通知書は納税義務者に特別徴収税額を通知するためのものですから、それぞれ本人にお渡しください。

4. 特別徴収税額の変更

特別徴収税額に誤りがあることがわかった場合やその他これを変更する必要が生じた場合は、「特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）」と「特別徴収税額の変更通知書（納税義務者用）」により通知しますので、月割額の徴収はこの通知書に記載されている額により徴収していただくことになります。なお、納入書につきましては申出がない限り再発行はいたしませんので、当初送付したものに金額の訂正をして使用してください。（記入のしかたP.10）

◎特別徴収税額の納入について

1. 特別徴収税額の納税義務者からの徴収

特別徴収していただく税額は、特別徴収税額の通知書に納税義務者別に記載されている月割額を、令和5年6月から令和6年5月まで（計12回）毎月納税義務者の方に給与を支払われる際に徴収していただくことになっています。

2. 特別徴収税額の納入

(1) 納入期限

- ・納入期限は月割額を徴収した月の翌月の10日です。（10日が土曜日の場合は翌々日、日祝日の場合は翌日になります。）
- ・納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から税金完納の日までの期間の日数に応じ税額に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、当該期間の属する各年の前年に所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）による改正前の租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1%の割合を加算した

割合（以下「特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6%の割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。令和3年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

- ・納期限までに税金を完納しない場合には督促状を発し、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに督促に係る徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることになります。
- ・督促状を発した場合には、1通につき100円の督促手数料が徴収されます。

(2) 納入の方法

- ・各納税義務者の月割額の合計額を別添納入書綴の納入金額(1)欄に印字しておりますので、税額に変更がなければこれにより納入してください。
- ・税額に変更がある場合は変更後の金額を納入金額(2)欄の給与分欄に手書きにより記入し、納入金額(1)欄の印字された金額を横線で抹消してください。（記入のしかたP.10）
- ・納入書綴は14枚綴（均等割のみの事業者は3枚綴）になっていますので、誤って記入された場合は末尾2枚の予備用紙をご使用ください。
- ・納税義務者が年度の途中で岩出市から他の市区町村へ転出されても、令和6年5月分までは引き続き岩出市へ納入してください。
- ・地方税共通納税システムによる電子納入が可能です。（P.9）

3. 納期の特例について

- （1）納税義務者が常時10人未満である場合の納入については、6月30日までに「特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出し、承認を受けることにより、特別徴収税額の6月分から11月分を12月10日まで、12月分から翌年5月分を6月10日までの年2回に分けて納入することができます。（申請書 P.16以降）

- (2) 申請書の提出が遅れ、例えば8月に承認された場合、8月分から11月分を12月10日までに納入していただくことになりますが、6・7月分の納期については、それぞれの翌月10日のまま変わりませんのでご注意ください。

◎納税義務者の異動(退職・転勤・就職)の届出

1. 給与所得者異動届出書の提出

異動届出書は退職、転勤などの事由が発生した月の翌月の10日までに必ずご提出ください。税額のかかっていない非課税の納税義務者につきましても異動届出書は提出してください。

なお、この届出が遅れますと、退職又は転勤された納税義務者が一度に税額を納めなければならなくなり負担が大きくなります。

また、特別徴収義務者につきましても退職又は転勤した納税義務者の翌月以降分が未納となり、督促状などでご迷惑をおかけすることもありますので、この届出書は速やかに提出してくださいますよう特にお願いします。(記入のしかた P.12～P.14) (届出用紙 P.16 以降)

2. 退職

退職、死亡及び休職などにより給与の支払いを受けなくなった納税義務者については、異動届出書を提出していただくことによりその事由が発生した月分までの月割額を納入していただき、徴収できなくなった月割額（未徴収分）は普通徴収（直接本人が納める）に切り替わります。特別徴収義務者は給与の支払いを受けなくなった納税義務者に普通徴収により岩出市から納付書が届くことを連絡しておいてください。

なお、退職した場合でも、新しい勤務先がわかっている納税義務者については、新たな給与の支払いをする者を特別徴収義務者と指定し、徴収できなくなった月割額を特別徴収の方法で徴収していただくことがあります。

3. 転勤

転勤により給与の支払いを受けなくなった納税義務者については、徴収できなくなった月割額（未徴収分）は、転勤先で徴収していただくことになりますので、転勤先へ次回からの月割額を徴収していただくよう必ず連絡願います。

4. 一括徴収

特別徴収の方法で市県民税を給与から徴収していた納税義務者が退職などで給与の支払いを受けなくなった場合、徴収できなくなった5月分までの月割額の合計（残税額）を超える最終の給与や退職金が翌年5月31日までに支払われるときに限り、次の①又は②に該当する場合には、納税義務者の便宜を考え、その最終の給与や退職金を支払う際、特別徴収義務者において残税額を一度にまとめて徴収（一括徴収）し、特別徴収の方法により納めていただくようお願いします。

- ① 退職の日が令和5年6月1日から令和5年12月31日までの間で、納税義務者本人から一括徴収の申出があった場合には残税額をまとめて徴収していただきます。
- ② 退職の日が令和6年1月1日から令和6年4月30日までの間の場合は、本人から一括徴収の申出がなくても必ず残税額をまとめて徴収していただきます。（地方税法第321条の5第2項）

5. 就職

普通徴収の納税義務者が年度の途中で就職した場合は、「特別徴収切替届出(依頼)書」を提出していただくことにより、普通徴収から特別徴収に切り替えることができます。その際、二重納付を避けるために納税義務者から普通徴収の納付書を回収（領収書は本人に返してください）し、納付済額を確認後必ず納付済税額欄に期別と金額を記入してください。なお、回収した納付書は処分していただくか、「特別徴収切替届出(依頼)書」と一緒に提出して下さい。ただし、普通徴収の納期限が過ぎているものについては、特別徴収に切り替えることができません。（記入のしかた P.15）（届出（依頼）用紙 P.16 以降）

● eLTAXによる電子申告



eLTAXを利用することにより、給与所得者異動届、特別徴収切替(依頼)届等の特別徴収関連の手続きをインターネットを通じて行うことができます。

詳しくは、eLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

eLTAX 地方税ポータルシステム

Q 検索



◎退職所得の分離課税に係る市県民税の特別徴収について

退職所得に係る個人の市県民税の課税については他の所得と区分して所得税と同様に退職手当等が支払われる際に特別徴収されることになっています。

1. 納税義務者

退職手当等の支払を受けるべき日（通常は退職した日）の属する年の1月1日現在岩出市内に住所を有し、退職所得等の支払いを受ける人です。（ただし、退職手当等の収入金額が退職所得控除額より少ないと人は課税されません）

なお、死亡により支払われる退職手当等は相続税の課税対象となるため市県民税は課税されません。

2. 退職所得に係る市県民税の計算方法

退職所得の金額は、次の算式によって計算します。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職手当支給額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

(1,000円未満の端数切捨て)

(注) 平成24年度税制改正により、勤続年数が5年以下の法人役員等の場合は、退職所得控除を控除した残額の1/2とする措置が廃止され、令和3年度税制改正により、勤続年数5年以下の法人役員等以外についても、退職所得控除を控除した残額のうち300万円を超える部分について1/2とする措置が廃止されています（令和4年1月1日以後に支払いを受けるべき退職手当等から）。

(1) 退職所得控除額の計算

勤続年数	退職所得控除額	
20年以下	40万円 × 勤続年数 (最低80万円)	障害者に該当すること となったことにより退 職された場合は左記の 金額に100万円を加算 します
20年超	800万円 + 70万円 × (勤続年数-20年)	

※勤続年数に1年未満の端数がある場合は切上げます。

(2) 所得割額の計算

税額は、退職所得金額に税率（市民税6%・県民税4%）を乗じて計算します。

退職所得の金額	税率		特別徴収すべき税額
	市民税	県民税	
	6%	4%	市民税額 県民税額

（注）特別徴収すべき税額（市民税額、県民税額）に、100円未満の端数がある場合は、それぞれ100円未満の端数を切捨てる（特別徴収すべき税額は100円単位）。

【計算例】

（勤続年数25年・退職手当支払額14,223,632円の場合）

1 退職所得控除額の計算

$$8,000,000\text{円} + 700,000\text{円} \times (25\text{年} - 20\text{年}) = 11,500,000\text{円}$$

2 退職所得の金額

$$(14,223,632\text{円} - 11,500,000\text{円}) \times 1/2$$
$$= 2,723,632\text{円} \times 1/2 = 1,361,816\text{円} \rightarrow 1,361,000\text{円}$$

(千円未満切捨て)

3 退職所得に係る所得割額

◆市民税 : $1,361,000\text{円} \times 6\% = 81,660\text{円} \rightarrow 81,600\text{円}$
(百円未満切捨て)
◆県民税 : $1,361,000\text{円} \times 4\% = 54,440\text{円} \rightarrow 54,400\text{円}$
(百円未満切捨て)

特別徴収税額

$$81,600\text{円}(\text{市民税}) + 54,400\text{円}(\text{県民税}) = \underline{\underline{136,000\text{円}}}$$

3. 退職所得に係る市県民税の納入について

退職手当等に係る市県民税の所得割は、給与所得等に係る特別徴収税額とあわせて同一納入書で、徴収した月の翌月の10日までに納めてください。

なお、納入書の記載にあたっては、税額欄の退職の欄に納入税額を必ず記入するほか、裏面の納入申告書に所要事項をご記入ください。
(記入のしかたP.10)

4. 退職所得の明細書の提出について

退職所得に係る特別徴収税額を納入の際には、末尾に添付してあります用紙にご記入のうえ、提出くださいますようよろしくお願いします。

◎税額通知書等に記載された事項について不服があるとき

お送りした税額通知書に記載された事項に不服がある場合は、これらの通知書等を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の通達を受けた日の翌日から起算して6ヶ月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

◎個人住民税の特別徴収義務者（事業者）の皆さまへ

1 個人番号の利用目的について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）の規定に基づき、個人情報取扱事業者は、特定個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、かつそれを本人に通知又は公表しなければならず、また、当該事業者が特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱うことはできないこととされています。

したがって、「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」により提供を受けた個人番号の利用に当たっては、例えば、その利用目的を「給与支払報告書作成事務」や「源泉徴収票作成事務」等、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）に基づく関係事務の範囲で特定し、

かつそれを本人に通知又は公表していることが必要であるとともに、その利用目的の達成に必要な範囲に限って利用する必要があります。

なお、利用目的を特定個人情報の取得経路ごとに特定（例えば、「本人から取得した特定個人情報は源泉徴収票作成事務」等）し、本人に通知又は公表している場合においては、別途、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）により取得した個人番号の利用目的を特定し、本人に通知又は公表する必要があります。また、個人情報保護法第20条及び第21条並びに番号法第12条により、特別徴収義務者は個人番号の取扱いについて、漏えい防止などの必要な安全管理措置を講ずる必要がありますので御留意ください。

2 特別徴収義務者の個人番号の収集について

個人番号の収集ができていない従業員等については、引き続き個人番号の収集に努めるようお願いいたします。

※番号法第6条

個人番号及び法人番号を利用する事業者は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が個人番号及び法人番号の利用に関し実施する施策に協力するよう努めるものとする。

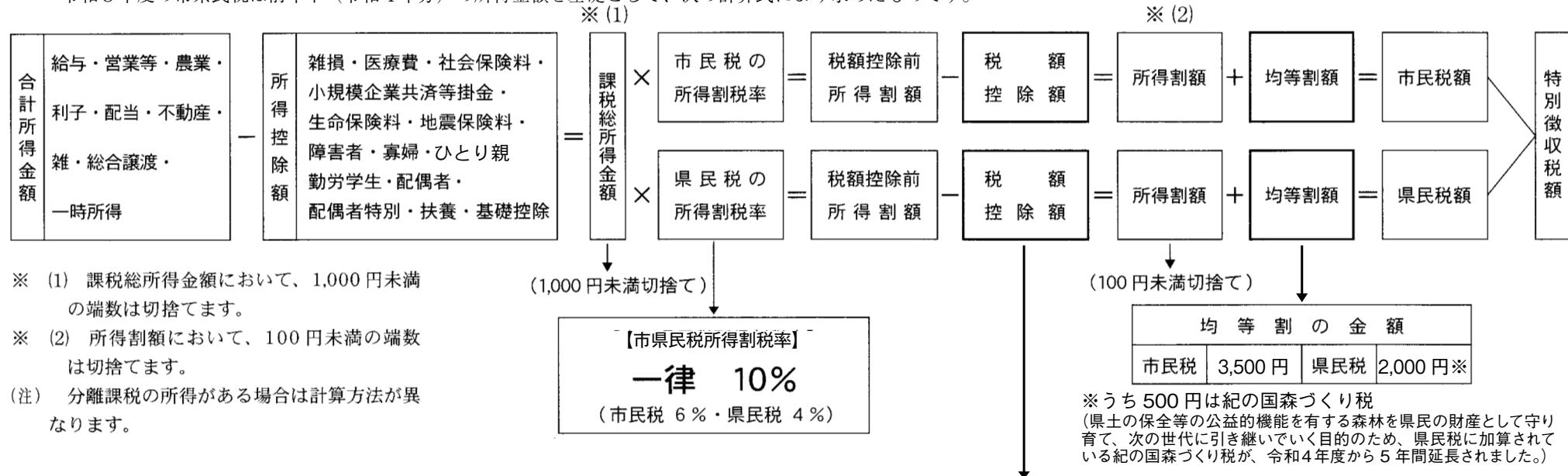
※ 特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）へのマイナンバーの記載の一部見直しについて

地方税法施行規則の見直しにより、当面の間、書面による特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）には、マイナンバーを記載しないこととなりました。

特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）を電子的（eLTAX等）に送付する場合にのみ、マイナンバーを記載します。

◎市民税・県民税の算出方法

・令和5年度の市県民税は前年中（令和4年分）の所得金額を基礎として、次の計算式により求めたものです。



○調整控除

納税者本人の合計所得金額が 2,500 万円以下の場合、下記の区分に応じた金額

合計課税所得金額が 200 万円以下の者

次の①と②のいずれか少ない額の 5%（市民税 3%、県民税 2%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額

合計課税所得金額が 200 万円超の者

①の金額から②の金額を控除した金額（5万円を下回る場合は 5 万円）の 5%（市民税 3%、県民税 2%）に相当する金額

①下表の控除の種類欄に掲げる控除の適用がある場合においては、同表金額欄に掲げる金額を合算した金額
②合計課税所得金額から 200 万円を控除した金額

控除の種類	金額	控除の種類	金額
基礎控除	5万円	納税者本人の所得金額	900万円以下 900万円超 950万円以下 1,000万円以下
障害者控除	普通 1万円 特別 10万円 同居特別 22万円	一般 老人	5万円 10万円 48万円超 50万円未満
寡婦控除	1万円	50万円以上 55万円未満	6万円 3万円 4万円 2万円
ひとり親控除	父 1万円 母 5万円	扶養一般 特定	老人 10万円 1万円
勤労学生控除	1万円	控除	18万円 同居老親等
			13万円

○寄附金税額控除

寄附先	控除内容
・住所地の都道府県共同基金会、日本赤十字社支部 ・住民税の県市の条例で定めるもの ・ふるさと納税の対象外の都道府県、市区町村（令和元年6月1日以降に寄附した場合）	(寄附金額 - 2千円) × 10% (市 6%・県 4%) ※控除対象限度額=総所得金額等の30%
都道府県・市区町村 (ふるさと納税制度)	次の①+② ①(寄附金額 - 2千円) × 10% (市 6%・県 4%) ②(寄附金額 - 2千円) × (90% - 寄附者の所得税の限界税率 × 1.021) ※②の限度額=市県民税の所得割額の 20% ※控除対象限度額=総所得金額等の 30%

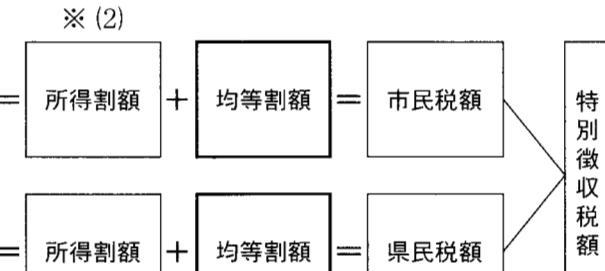
○配当控除

種類	課税総所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	県民税	市民税	県民税	市民税	県民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証券 投資信託等	外賣建託等 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	
	外賣建託等 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	

○配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除

区分	市民税	県民税
配当割額又は 株式等譲渡所得割額	3 / 5	2 / 5

※所得割額より控除することができなかった場合(控除不足額)は、還付充当されます。



○住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

・対象者

確定申告や年末調整で所得税から住宅ローン控除を控除しきれなかった人で、新築等の住宅に平成21年1月1日から令和7年12月31日の期間に入居された人

・控除額 次の①②のうち、いずれか少ない金額

①所得税が課税される所得金額の5% (最高97,500円)

ただし、平成26年4月1日から令和3年12月31日までに居住を開始し、住宅等を購入や建築した時の消費税率が8%又は10%の場合、令和4年中の居住で特例の延長等に該当する場合は7% (最高136,500円)

②所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち、所得税で控除しきれなかった金額

区分	市民税	県民税
住宅借入金等特別税額控除額	3 / 5	2 / 5

◎所得控除一覧表

控除の種類	控除額	控除の種類	控除額	
雑損控除	次のいずれか多い方の金額 ・(損失金額-保険金などで補てんされる金額)-(総所得金額等の合計額×10%) ・災害関連支出の金額-50,000円	障害者控除	本人、同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合 ただし、特別障害者(身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A等)の場合 特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族で、あなたや配偶者、生計を一にする親族のどなたかと同居を常としている場合	
医療費控除 (最高200万円)	$\left(\text{支払った} - \frac{\text{保険金などで}}{\text{医療費}} \right) - \left(\frac{\text{総所得金額等の5%又は10万円}}{\text{補てんされる金額}} \right)$ とのいずれか少ない方の金額		現に婚姻していない人又は配偶者が生死不明の人で次の①～③のいずれにも該当する人 ①令和4年中の合計所得金額が500万円以下であること ②令和4年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子(※)がいること ③事实上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいること 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がない人	
医療費控除の特例 (セイフメディケーション制) (最高88,000円)	対象医薬品の購入費用-保険金などで補てんされる金額-12,000円		「ひとり親」に当てはまらない人で、次の①～③のいずれにも該当する人 ①令和4年中の合計所得金額が500万円以下であること ②以下のいずれかに該当すること ・夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫が生死不明の人 ・夫と離婚した後婚姻をしていない人で、扶養親族を有する人 ③事实上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいること 住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がない人	
社会保険料控除	令和4年中に支払った国民健康保険税(料)、後期高齢者医療保険料、介護保険料、雇用保険料、その他の健康保険料、国民年金や厚生年金の掛金の合計額	寡婦控除	260,000円	
小規模企業共済等掛金控除	令和4年中に小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金及び心身障害者扶養共済掛金の合計額		260,000円	
生命保険料控除 (最高70,000円)	一般的生命保険料、介護医療保険料および個人年金保険料の各控除額の合計額 ※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、新契約と旧契約それぞれ下の算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円) 1. 令和4年中に支払った保険料(新契約) ・12,000円以下………支払った保険料の全額 ・12,001円～32,000円………支払金額×1/2+6,000円 ・32,001円～56,000円………支払金額×1/4+14,000円 ・56,001円以上……………28,000円 2. 令和4年中に支払った保険料(旧契約) ・15,000円以下………支払った保険料の全額 ・15,001円～40,000円………支払金額×1/2+7,500円 ・40,001円～70,000円………支払金額×1/4+17,500円 ・70,001円以上……………35,000円		260,000円	
	配偶者控除 (合計所得金額48万円以下の生計を一にする配偶者)	納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下
		一般	33万円	22万円
		老人 (昭和28年1月1日以前に生まれた人)	38万円	26万円
		納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下
		配偶者の所得金額	48万円超100万円以下	控除額 33万円
		100万円超105万円以下	31万円	21万円
		105万円超110万円以下	26万円	18万円
		110万円超115万円以下	21万円	14万円
		115万円超120万円以下	16万円	11万円
地震保険料控除 (最高25,000円)		120万円超125万円以下	11万円	8万円
扶養控除	125万円超130万円以下	6万円	4万円	
	130万円超133万円以下	3万円	2万円	
	生計を一にする親族のうち令和4年中の合計所得が48万円以下の人(配偶者・事業専従者を除く)	1万円		
	・一般的扶養(昭和28年1月2日以降平成12年1月1日生まれ及び平成16年1月2日以降平成19年1月1日生まれまで)	330,000円		
	・特定扶養(平成12年1月2日以降平成16年1月1日以前生まれまで)	450,000円		
	・老人扶養	450,000円		
	同居老親等(昭和28年1月1日以前生まれ)	380,000円		
	同居老親等以外(昭和28年1月1日以前生まれ)	45万円		
	令和4年中の合計所得金額	43万円		
基礎控除		2,400万円以下	29万円	
		2,400万円超2,450万円以下	15万円	
		2,450万円超2,500万円以下	適用なし	
		2,500万円超		

*生計を一にする子のうち、他の納税義務者の同一生計配偶者や扶養親族とされている人は除きます。

◎令和5年度からの主な変更点について

住宅ローン控除の延長と変更点

令和4年度税制改正において、所得税における住宅ローン控除の延長・見直しに伴い、所得税額から控除しきれない額を控除限度額内において個人住民税から控除（住宅借入金等特別税額控除）する制度が改正されます。

個人住民税における主な改正は次のとおりです。

	<現行制度>	<改正>
居住年	平成26年4月～令和3年12月	令和4年1月～令和7年12月
控除限度額	所得税の課税総所得金額等の7% (最高13.65万円)	所得税の課税総所得金額等の5% (最高9.75万円)

※1 住宅に係る消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額です。

※2 令和4年中の居住で特例の延長等に該当する場合は、7%（最高13.65万円）

（参考）所得税の住宅ローン控除

		入居年			
		R4	R5	R6	R7
借入限度額	新築・販売再販	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	4,500万円	
		ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円	
		省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円	
		その他の住宅	3,000万円	2,000万円 ※R6以降建築確認（新築）は対象外	
既存住宅	既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅・ZEH水準省エネ住宅・省エネ基準適合住宅		3,000万円	
		その他の住宅		2,000万円	
控除期間	新築・販売再販	新築・販売再販	13年	※R6.7入居の「その他の住宅」は10年	
	既存住宅	既存住宅		10年	
所得要件		合計所得金額2,000万円以下			
床面積要件		50平方メートル以上 ※R5以前建築確認（新築）は、40平方メートル以上50平方メートル未満（所得要件：合計所得金額1,000万円以下）			



税制改正についての詳細は、
岩出市ウェブサイトをご覧ください。



◎法人番号・個人番号の記載について

◆平成28年1月1日から社会保障・税番号制度が始まりました。
法人・個人番号の記載について下の表をご参考ください。

申請書等名称	記載対象者	記載開始時期
特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書	特別徴収義務者（個人事業主の場合は記載不要）	平成28年1月1日以降
退職所得の納入申告書	特別徴収義務者（※）	平成28年1月1日以降
特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書	特別徴収義務者（個人事業主の場合は記載不要）	平成28年1月1日以降
給与支払報告書	給与支払者、納税義務者、扶養控除対象親族等	平成29年度（平成28年支払分）の提出から
給与所得者異動届出書	特別徴収義務者 納税義務者	平成29年1月1日以降 に給与の支払を受けなくなった者に係る届出から
特別徴収切替届出（依頼）書	特別徴収義務者（個人事業主の場合は記載不要）	平成29年度分の住民税に係る届出から

※個人事業主の場合は、納入書裏面の納入申告書には個人番号を記載せずに、別途市役所まで郵送等により提出してください。提出いただく様式については、岩出市ウェブサイトからダウンロード又は納入申告書を複写してください。

◎外国人の方が退職し出国される場合について

納税管理人の届出と市県民税の納税にご協力ください。

納税管理人とは、納税義務者から納税に関する手続（書類の受け取り、納税、還付金の受領など）を委任された方をいい、法人等の事業所を指定することもできます。

納税義務者が出国などの理由により納税等ができなくなる場合は、納税管理人の届出をお願いします。

（届出書等については、税務課市民税係へお問い合わせください）

1. 出国される方が特別徴収の場合

本冊子の「給与所得者異動届出書」により退職の届出をしてください。

また、出国後の市県民税の納税が困難となるため、出国される1か月前までに、次のとおりご協力をお願いします。

退職・出国時期	対応
本年の 6月～12月までの間	未徴収税額は、最終の給与から一括徴収してください。 一括徴収できない場合は、納税管理人の届出をお願いします。 出国前に未徴収税額を預かっていただき、納税管理人に送付する納付書で納めてください。
翌年の 1月～5月までの間	①この期間の未徴収税額は、最終の給与から一括徴収してください。 ②1月1日に住民票が岩出市にある方は、帰国されても、翌年度の市県民税が課税される場合がありますので、納税管理人の届出をお願いします。

2. 出国される方が普通徴収の場合

1月～6月までの間に出国される場合は、帰国されても、翌年度の市県民税が課税される場合がありますので、納税管理人の届出をお願いします。

◎地方税共通納税システムによる電子納入

市県民税特別徴収税額の納入はeLTAXが便利です！

- ・金融機関の窓口に出向くことなく、パソコン等で電子納入ができます。
- ・事前に登録した金融機関の口座を指定して直接納付する※「ダイレクト納付」ができます。
- ・複数の自治体に一括して納入できます。
- ・納付先の自治体の指定金融機関でない金融機関からも納入できます。

※「ダイレクト納付」とは、事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方式です。インターネットバンキングの契約が不要で、代理人に依頼して納税することもできます。また、納付期日を指定する場合にも便利です。

◎給与支払報告書の提出について

給与支払報告書等のeLTAX又は光ディスク等による提出義務基準が引き下げられました！

令和6年1月以後提出する給与支払報告書については、令和4年1月における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上であるときは、eLTAXまたは光ディスク等による提出が義務づけられています。

納税・申告は、便利なeLTAXをご利用ください！



eLTAXに関する詳細は、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)をご覧ください。

eLTAX 地方税ポータルシステム

検索



◎特別徴収納入書訂正（金額変更）について

先に送付している納入書の領収証書・納入書・納入済通知書には当初の税額が印字されておりますので、記入例を参考にして訂正してください。

1. 金額に変更があった場合

和歌山県岩出市	個人個人	市民民	税税	領收証書	(公)
市区町村コード		口座番号		加入者名	
302091		00950-0-960307		岩出市会計管理者	
年月分		指定番号		納入金額(1)円	
令和0512		05555555		123,000	
		給与分 (一括収取 分を含む)	億千百十 万千百十 円	456000	
		納入金	退職所得分		
		延滞金			
納期限	令和6年1月10日		督促 (2) 手数料		
			合計額	456000	
(特別徴収義務者)				領收	
住所 〒649-6235				日付	
(所在地) 和歌山県岩出市西野209				印	
氏名 ○ ○ 株式会社					
(名称)					

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

2. 退職手当等にかかる市県民税の納入がある場合

和歌山県岩出市		個人 個人	市民 民 稅	領収証書
市区町村コード		口座番号	加入者名	
302091		00950-0-960307	岩出市会計管理者	
年月分		指定期	納入金額(1) 円	
令和0508		05555555	123,000	
		給与分 (括弧取 (分を含む)	億千百十 万千百十 円	
		納退職 入所得分	13600	
		金延滞金		
		額督促 (2) 手数料		
		合計額	259000	
(特別徴収義務者) 住所 〒649-6235 (所在地) 和歌山県岩出市西野209 氏名 ○ ○ 株式会社 (名称)				領 收 日 付 印 様

退職所得分(退職手当支払の分離課税の所得割の金額)を記入

→ 給与分と退職所得分の合計額を記入

法人番号を記入

※個人事業主の場合は、納入書裏面の納入申告書には番号を記載せずに、別途市役所まで郵送等により提出してください。

– 該当者の氏名及び勤続年数を記入

◎納入場所

●岩出市役所

●下記金融機関 (50音順)

市内の場合（下記の各支店）	市外の場合
・きのくに信用金庫	・池田泉州銀行和歌山支店
・紀の里農業協同組合	・紀の里農業協同組合本支店
・紀陽銀行	・紀陽銀行本・支店
・近畿労働金庫	・ゆうちょ銀行又は郵便局
・南都銀行	
・郵便局	

※上記以外の金融機関での納入には、手数料がかかる場合があります。

郵便局の指定について

特別徴収義務者が特別徴収税額の納入に近畿2府4県以外の郵便局を利用される場合は、その郵便局を岩出市が指定しなければなりませんので、右の「郵便局指定通知書」に利用される郵便局名を記入のうえ、納入の際その郵便局へ提出してください。

●地方税共通納税システムによる電子納入 (P.9)



郵便局指定通知書

郵便局様

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づき、当市の市民税・県民税特別徴収税額の納入取扱局に指定しましたので通知いたします。

年 月 日

岩出市長
(公印省略)

口座番号 00950-0-960307

加入者の名称 岩出市会計管理者

取りまとめ局 大阪貯金事務センター(☎539-8794)

◎給与所得者異動届出書の記載のしかた

市民税・県民税 納付申込書

受付印
5

岩出 市長
令和 年
月 日 提出

給与支払義務者
(特別徴収義務者)
個人番号又は法人番号(右記めでご記入ください)

新姓
姓
生年月日
1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成
年 月 日

所持者番号
個人番号
1月1日現在
勤務地所
男勤務

ア) 徹徴税額(年税額)
例) 11月10日納期限分の場合→10月分
月分から 月分まで
月分まで 月分まで
円 円 円

イ) 未徴収税額(年税額)
月分から 月分まで
月分まで 月分まで
円 円 円

ウ) 異動の事由
※事主及び徴収義務者の希望
事由による普通徴収への
切替はできません。
1.転勤・転籍
2.退職
3.死亡
4.休職
5.長休
6.支払不規
7.支払不定期
8.その他
番号を記入
番号を記入
番号を記入
番号を記入
番号を記入
番号を記入
番号を記入
番号を記入

整理番号
4 特別徴収指定番号
年 度
宛名番号
5 特別徴収指定番号
年 度
宛名番号

課係者名
電話番号
内線
担当者名
内線

特別徴収指定番号及
び宛名番号は、特別徴収義務者用
を「確認ください。」

特別徴収することができなくなった事由
の番号を記入してください。

税額通知書の左上の欄にある指定番号を
書いてください。

税額通知書の左上の欄にある宛名番号を
書いてください。

特別徴収指定番号決定・変更通知書
特別徴収義務者用
を「確認ください。」

一括徴収した税額を
何月分で納入するか
書いてください。

給与の支払を受けな
くなった年月日を書
いてください。

年税額から徴収税額
を差引いた税額を書
いてください。

納稅義務者が転勤等
された場合で引き続
き新しい勤務先で特
別徴収を行うよう連
絡のときは、毎月徴
収する金額と徴収す
る最初の月を書いてく
ださい。

①特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新勤務先へは、
月割額 円 を 月分
(毎月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

新勤務先へは、
月割額 円 を 月分
(毎月10日納期限) から徴収し、納入するよう連絡済みです。
※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。

②一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納期限) で納入します。

③普通徴収の一括徴収しない場合(①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

1.特別徴収義務者を変更
2.普通徴収切替
3.一括徴収
4.その他
1.特別徴収義務者を変更
2.普通徴収切替
3.一括徴収
4.その他

市町村処理欄
A B C D E F
G H I J K L

転勤等により新しい
勤務先へ行かれる場
合は、その名称及び
所在地を書いてくだ
さい。

婚姻などで姓が変
わった場合に書いて
ください。

税額通知書に記載さ
れた年税額を書いて
ください。

一括徴収する税額
(未徴収税額と同額)
を書いてください。

意注載記◎

1. この届出書は、給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書と特別徴取に係る給与所得者異動届出書が同じ様式になります。異動届出書は給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月10日までに、それぞれ関係市區町村（給与所得者が令和5年1月1日現在居住していた市區町村）へ提出してください。

2. 太線で囲んでいる部分についてのみ記載してください。

3. 「一括徴収」に関する記載は、次により記載してください。なお、一括徴収しない場合でも必ず必要事項を記載してください。

「アーティストのためのアートセミナー」

卷之三

一括徵収しない場合……その理由について該當番号を記入してください。

◎車両の場合

◎退職で一括徴収の場合

卷之三

書出専用証券取扱所に係る並得者用証券出書

◎退職で普通徴収へ切り替える場合

注意事項等

印付号

市民税・恩民税に係る給与所得者異動届出書

○特別徵収切替届出(依頼)書の記載のしかた

納税義務者の
氏名・フリガナを
書いてください。

納税義務者の
現住所を書いて
ください。

特別徵收切替届出(依頼)書

法華經疏卷第十一

九三
九

納税義務者の
令和5年1月1日
現在の住所を書い
てください。

納稅義務者

特別徴収を開始する希望の月(翌月10日納期限)を書いてください。

※送付は事務処理の都合上、この届出（依頼）書を受理してから2週間程度かかることがあります。その他の連絡事項等があれば、参考に書いてください。

例載記◎

(注)・特別徵収開始月は原則毎月(6月を除く)10日までに届いたもののは届いた月の翌ヶ月となります。
・6月からの特別徵収開始を希望される場合は原則その年の4月10日(土・祝日の場合はその翌日)までに本届出(依頼)書が

届いた場合には、7月以降に特別徴収が開始されますのでご留意ください。

・年税額欄には、納稅通知書の「年税額」欄の金額を記入してください。

・廻上度該當力は、特別徵収に弱り省えることがござまへん。

※下記の欄には記入しないでください。

Table 1

※特別徴収に関する届出書類については、納入書を除き岩出市ウェブサイト
(<https://www.city.iwade.lg.jp/>) からダウンロードして、ご利用いただくこ
とができます。

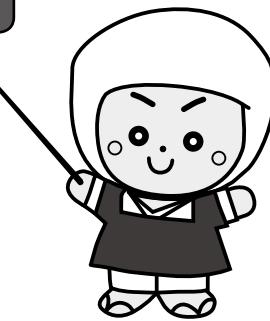
岩出市 ウェブサイト

Q 検索

アクセス方法：「トップページ」

↓
「申請書ダウンロード」

↓
「税務課」の順にお進みください。



注意事項等

受付印

市民税・県民税 紹介書類に係る給与所得者異動届出書

整理番号

3 給与所得者本人が国外に出国されるなどの場合は、納税管理人の届出が必要となります。詳しくは、市町村へお問い合わせください。

2 機械読み取りを行ふ場合がありますので、太枠内へ記入してください。

5	岩出	市長	令和	年	月	日	提出	給与支払義務者	所在地位名	〒	課係	4年	特別徴収指定番号		
											氏名	度	宛名番号		
										電話番号	5年	特別徴収指定番号			
										内線	度	宛名番号			
給与所得者所	フリガナ	新姓				(ア)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。			異動後の未徴収税額の徴収方法		
	氏名					特別徴収税額 (年税額)	例) 11月10日納期限分の場合→10月分								
生年月日	元号	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成	年	月	日		月分から	月分から	令和	番号を記入	1.転勤・転籍 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.支払少額 7.支払不定期 8.その他	番号を記入	① 特別徴収継続		
個人番号						円	月分まで	月分まで	年	←	8.その他の理由を右欄へ記入		② 一括徴収		
住居者所	1月1日現在								月	日			③ 普通徴収 (本人が納付)		
	異動後														

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書（特別徴収義務者用）をご確認ください。

①特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

②一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 ← 1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
 ← 1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3.死亡による退職のため。

旧 特 別 徵 收 處 理 欄	4年度	<input type="checkbox"/> 月分以降の月割額は	<input type="checkbox"/>	1 特別徵収義務者を変更 2 普通徵収切替 3 一括徵収 4 その他	入力者	点検
		<input type="checkbox"/> 月分以降の月割額は	<input type="checkbox"/>	1 特別徵収義務者を変更 2 普通徵収切替 3 一括徵収 4 その他	入力者	点検
5年度		<input type="checkbox"/> 月分以降の月割額は	<input type="checkbox"/>	1 特別徵収義務者を変更 2 普通徵収切替 3 一括徵収 4 その他	入力者	点検
		<input type="checkbox"/> 月分以降の月割額は	<input type="checkbox"/>	1 特別徵収義務者を変更 2 普通徵収切替 3 一括徵収 4 その他	入力者	点検

市町村処理相

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

注意事項等

受付印

市民税・県民税 紹介書類に係る給与所得者異動届出書

整理番号

1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した場合に、提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があつた月の翌月10日までです。従業員等の住所変更の場合は、機械読み取りを行なう場合がありますので、太枠内へ記入してください。

2 機械読み取りを行なう場合があるので、太枠内へ記入してください。

5																			
岩出 市長		令和 [] 年		[] 月 [] 日		提出		給与支払義務者		所在地位名		〒 []		課係		4年		特別徴収指定番号	
														氏名		度		宛名番号	
														電話番号		5年		特別徴収指定番号	
														内線		度		宛名番号	
フリガナ		新姓						(ア)		(イ) 徴収済税額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異動年月日		異動の事由 ※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。		異動後の未徴収税額の徴収方法	
給与所得者所		氏名		姓				特別徴収税額 (年税額)		例) 11月10日納期限分の場合→10月分									
生年月日		元号		← 1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成		年	月	日		月分から		月分から		番号を記入	番号を記入		番号を記入		
個人番号										月分まで		月分まで		←	番号を記入		番号を記入		
住 所		1月1日現在									円	円	円	月	日	1.転勤・転籍 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長欠 6.支払少額 7.支払不定期 8.その他		番号を記入	
者所		異動後														8.その他の理由を右欄へ記入			

①特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

〔2〕一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入 ← 1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入 異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。
 ← 1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3.死亡による退職のため。

旧特別徵収 処理欄	4年度	<input type="checkbox"/> 月分以降の月割額は	<input type="checkbox"/>	1 特別徵収義務者を変更 2 普通徵収切替 3 一括徵収 4 その他	入力者	点検
	5年度	<input type="checkbox"/> 月分以降の月割額は	<input type="checkbox"/>	1 特別徵収義務者を変更 2 普通徵収切替 3 一括徵収 4 その他	入力者	点検

市町村処理相

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

注意事項等

1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引している又は特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。

受付印

5

市民税・県民税 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

整理番号

給与所得者名稱 (特別徴収義務者)	所在地址 元													課係者 担当者	4年 度	特別徴収指定番号 宛名番号						
岩出 市長		令和	年	月	日	個人番号又は法人番号 (右詰めでご記入ください)												5年 度	特別徴収指定番号 宛名番号			
提出														内線								
給与所得者名稱 (特別徴収義務者)	新姓												(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額 例) 11月10日納期限分の場合→10月分	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由		番号を記入	番号を記入	異動後の未徴収税額の徴収方法	
	フリガナ	姓	生年月日	元号	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成	年	月	日	月分から	月分から	月分まで	月分まで					令和	年			番号を記入	番号を記入
個人番号		個人番号	個人番号	個人番号	個人番号	個人番号	個人番号	個人番号	個人番号	個人番号	個人番号	個人番号	個人番号	個人番号	個人番号	個人番号	個人番号	個人番号				
住所	1月1日現在	異動後	新在地名稱	新在地名稱	新在地名稱	新在地名稱	新在地名稱	新在地名稱	新在地名稱	新在地名稱	新在地名稱	新在地名稱	新在地名稱	新在地名稱	新在地名稱	新在地名稱	新在地名稱	新在地名稱				

①特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	新在地名稱 フリガナ	特別徴収指定番号		担当者 電話	新しい勤務先へは、 月割額	
		番号を記入	円		月分	月分
※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。		月割額		(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。 ※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。		
受給者番号		受給者番号		番号を記入		
納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		番号を記入		
番号を記入		番号を記入		番号を記入		

②一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

番号を記入	1.異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。 2.異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	微取予定額 (ウ)と同額)を 右欄に記入	円	左記の一括徴収した税額は、	月分 (翌月10日納期限)で納入します。
-------	--	----------------------------	---	---------------	----------------------

③普通徴収の(一括徴収しない)場合 (①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)

番号を記入	異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。		旧特別徴収処理欄	4年度		5年度	
	番号を記入	1.特別徴収義務者を変更 2.普通徴収切替 3.一括徴収 4.その他		番号を記入	1.特別徴収義務者を変更 2.普通徴収切替 3.一括徴収 4.その他	番号を記入	番号を記入
1.異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2.異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3.死亡による退職のため。		月分以降の 月割額は		月分以降の 月割額は			

市町村処理欄

A	B	C	D	E	F
G	H	I	J	K	L

特別徴収指定番号及び宛名番号は、特別徴収税額決定・変更通知書(特別徴収義務者用)をご確認ください。

特別徵收切替届出(依頼)書

給与所得者	フリガナ		年税額(ア)	円		
	氏名		納付済税額(イ)	期分 月随時分まで	円	
	現住所	郵便番号	-	差引徴収税額(ア) - (イ)	円	
					特別徴収 (給与差引)	<input type="checkbox"/> 月分から特別徴収を希望します (納期限は翌月10日です)
					台帳番号・通知書番号等 (市町村によって名称が異なります)	
	住所 (1月1日)					
生年月日	年 月 日	普通徴収税額の 口座振替該当有無	有 · 無			

(注)・特別徴収開始月は原則毎月(6月を除く)10日までに届いたものは届いた月の翌月、11日以降に届いたものは届いた月の翌々ヶ月となります。

・6月からの特別徴収の開始を希望される場合は、原則その年の4月10日(土・日・祝日の場合はその翌日)までに本届出(依頼)書を提出してください。原則その日以降に本届出(依頼)書が届いた場合には、7月以降に特別徴収が開始されますのでご留意ください。

・年税額欄には、納税通知書の「年税額」欄の金額を記入してください。

・過年度該当分は、特別徴収に切り替えることができません。

※下記の欄には記入しないでください。

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

◎変更があった場合には、速やかに提出してください。

特別徴収義務者指定番号			
法 人 番 号			
年 月 日 岩 出 市 長 殿	特 別 徹 収 義 務 者 名 称	担 係	
		当 氏 名	
		者 電 話	

	変 更 前	変 更 後
フリガナ		
所 在 地	(〒) -	(〒) -
フリガナ		
名 称		
法 人 番 号		
書類送付先	(〒) -	(〒) -
電 話		
変 更 理 由	1. 名 称 変 更 2. 所 在 地 変 更 3. 合 併 () 4. そ の 他 ()	<small>→合併する事業所名を記入</small> 変 更 年 月 日 年 月 日

- [お願い] ・合併・統合により、特別徴収義務者が変更される場合は、給与所得者異動届出書（転勤の場合）も併せて提出してください。
 ・所在地・名称には誤読をさけるために必ずフリガナをつけてください。
 ・所在地・名称の変更した納入書はお送りしておりませんので、変更前の納入書をそのまま使用してください。

退職所得の明細書

岩出市長 殿 年 月 日	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)				担当者	係 氏名 電話

年 月分	納 入 年 月 日		人 員	納 入 金 額		指 定 番 号	
	年 月 日		人	円			
氏 名	住 所		支 払 金 額	市民税	県民税	勤続年数	
	岩出市						年 月 日
	岩出市						年 月 日
	岩出市						年 月 日
	岩出市						年 月 日
	岩出市						年 月 日

※納入書裏面の納入申告書にも必要事項を記入してください。

給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

(年 月 日 提出)

添付印

5

岩出市長殿	① 特別徴収 義務者 支払 者	法人番号 (個人番号は記載不要)											② 特別徴収義務者 指定番号		
		名称(氏名)												連絡先	③ 担当者 の所属 ・氏名
		所在地(住所)													④ 電話 番号

地方税法第321条の5の2(法第328条の5第3項において準用する場合を含む。)の規定による
特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

⑤ 特例の適用を受けようとする税額	年 月分(月 日納期限分)以降の特別徴収税額(給与所得及び退職所得)											
⑥ 申請の日前6ヶ月間の各月の給与の支払いを受ける者の人数及び各月の支払い金額 (※提出する市町村以外の者を含めて記入してください。)	年	月	常時勤務者	臨時勤務者		年	月	常時勤務者	臨時勤務者			
	年	月	円 人	円 人		年	月	円 人	円 人			
	年	月	円 人	円 人		年	月	円 人	円 人			
	年	月	円 人	円 人		年	月	円 人	円 人			
	年	月	円 人	円 人		年	月	円 人	円 人			
⑦ (1)最近において市税の納付又は納入の遅延の事実がある場合においてそれがやむを得ない理由によるものであるときはその理由の詳細 (2)申請の日前1年内に納期の特例について、その承認を取り消しされたことがある場合には、その年月日												

※記入しないでください。	処理区分	却下の理由										
	承認											
	却下											
承認通知書発送年月日 : 受付番号												

(注)常時10人未満でなくなった場合には遅滞なくその旨を届け出てください。

